定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年十一月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十一月五日

福岡県大野城市仲畑二丁目一三番二八号

木村産工株式会社

代表取締役　木村　光雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である井出清彦が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月五日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ピーツー・モーツァルト・サッポロ・インベストメント・ホールディング・ケーワイ・リミテッド

日本における代表者　井出　清彦

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である大西洋子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月五日

神奈川県相模原市中央区小山二丁目二番一七―二〇一号

ビーウェストドットネット・インコーポレイテッド

日本における代表者　大西　洋子

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である宮地正雄及び松宮利裕が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十一月五日

福井県鯖江市川去町六号一番地

シャルマンホンコンリミテッド

日本における代表者　宮地　正雄

日本における代表者　松宮　利裕

限定承認公告

本籍埼玉県川口市東領家二丁目二八番、最後の住所埼玉県さいたま市南区辻六丁目四番一号一二―四〇六　被相続人　亡　鈴木　一充

右被相続人は平成二十五年六月二十九日死亡しその相続人は平成二十五年十月十七日さいたま家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日

東京都北区中十条三丁目二〇番一九号宮本マンション四〇四号

相続財産管理人　鈴木　雄平

限定承認公告

本籍長野県諏訪郡下諏訪町六三四六番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大和　宗明

右被相続人は平成二十五年八月二十二日死亡しその相続人は平成二十五年十月二十八日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認したから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日

長野県諏訪郡下諏訪町六一七二番地一〇

相続財産管理人　西澤　正明

限定承認公告

本籍東京都杉並区成田東一丁目一八八番地、最後の住所長野県茅野市北山三四一九番地一〇南白樺湖二四―一〇

被相続人　亡　吉武　昭孝

右被相続人は平成二十五年八月二十日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十四日長野家庭裁判所諏訪支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日

長野県諏訪郡下諏訪町一丁目五番一二号五味法律事務所　相続財産管理人吉武文樹

代理人弁護士　五味　弘行

限定承認公告

本籍静岡県浜松市天竜区佐久間町中部一八八番地、最後の住所静岡県浜松市天竜区佐久間町中部一九二番地の一

被相続人　亡　梅澤千紗都

右被相続人は平成二十五年九月二十四日死亡し、その相続人は平成二十五年十月二十四日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月五日

静岡県浜松市天竜区佐久間町中部一九二番地の一　相続財産管理人　梅澤　正明

優先資本金の額の減少公告

当社は、平成二十五年十一月五日付取締役決定をもって、優先資本金の額を二千二百五十万円減少して、金八億八千六百万円とし、発行済第二回優先出資総口数八百六十七口を一口に対して金五十万円をもって四十五口有償消却して、八百二十二口にすることとしましたので、この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表は、左記に開示しております。

http://www.web-kokoku.jp/a/espace2/espace2.html

平成二十五年十一月五日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

特定目的会社エスパス2号

取締役　福永　隆明

JR奈良線第二期複線化（JR藤森から宇治・新田から城陽・山城多賀から玉水間）事業に係る計画段階環境配慮書の公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第三条の三の規定に基づき、計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しましたので、国土交通省令第二十八号の規定に基づき次のとおり公告します。

一、第一種鉄道建設等事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称　西日本旅客鉄道株式会社

代表者の氏名　代表取締役　真鍋　精志

主たる事務所の所在地

大阪市淀川区西中島五―四―二〇　中央ビル四F

二、第一種鉄道建設等事業の名称、種類及び規模

名称　JR奈良線第二期複線化（JR藤森から宇治・新田から城陽・山城多賀から玉水間）事業

種類　普通鉄道の改良

規模　第二期複線化延長　一四キロメートル

三、第一種鉄道建設等事業実施想定区域の位置

JR藤森から宇治間（九・九キロメートル）

新田から城陽間（二・一キロメートル）

山城多賀から玉水間（二・〇キロメートル）

四、配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

縦覧方法　JR西日本京都支社内における掲示

公表方法　JR西日本ホームページ

期間　平成二十五年十一月五日（火）から平成二十五年十二月五日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前十時から午前十二時まで及び、午後一時から午後四時まで

五、意見書の提出

環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができます。（郵送又はインターネットも可）

六、意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出期限

平成二十五年十二月五日（火）まで必着

提出先

郵送の場合

〒五三二―〇〇一一　大阪市淀川区西中島五―一六―一　二F　日本郵便淀川郵便局新大阪駅内分室留

インターネットの場合

配慮書に記載のアドレス

平成二十五年十一月五日

大阪市北区芝田二―四―二四

西日本旅客鉄道株式会社

代表取締役　真鍋　精志

正誤

ページ	段	行	誤	正
八	三	上	平成二十五年九月三十日（号外第二百十二号）	公布財務省令第五十六号（株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）
九	〃	〃	平成二十五年十一月五日	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月五日付第二三八号六　四ページ●同日付政府調達第二〇七号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）
発行額　発行費